

第16回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成23年7月6日（水）午後1時15分～午後4時00分

2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

荒木利芳，井面三砂，唐澤健治，北角収，清水力，谷口都子，戸田彰子，西口和之，林道春（委員長），三宅伸幸，森田明美

（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

事務局長，首席家裁調査官，首席書記官，次席家裁調査官，訟廷管理官，主任家裁調査官，家裁調査官，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会の言葉

(2) 所長あいさつ

(3) 委員の紹介

(4) 委員長代理の指名

(5) ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」上映

(6) 主任家裁調査官及び家裁調査官による説明

低年齢少年やその家庭の特徴，非行の背景要因，家庭裁判所の手続等について説明した。

(7) 意見交換

今回のテーマである「中学生等低年齢少年の非行と処遇－最近の問題と家裁の取組－」についての意見交換の要旨は，別紙のとおり

(8) 委員会の報道公開について

「津家庭裁判所委員会の報道公開は冒頭から裁判所側で行うテーマ

の説明までとし、要望があれば、委員会終了後、記者に対してレクチャーを実施する。」ことで全委員了承。

(9) 次回の意見交換のテーマについて

「成年後見制度について」

(10) 次回開催日 平成24年1月20日（金）午後1時15分

(11) 閉会の言葉

(別紙)

意見交換の要旨 (●委員長, ○委員, □事務担当者)

- 家庭裁判所では, 被害者にどのような対応をしているのか。
- 被害者の心身に重大な被害を与えたと考えられる事件において, 調査官が書面や面接によって, 被害者の心情を聞き, 被害者の了解を得た上で, それを少年に伝えて, 被害者の気持ちを考えさせるようにしている。また, 書面照会の際に, 被害者配慮制度について説明したリーフレットを同封し, 意見陳述や審判傍聴を希望するのであれば申し出てもらうようにしている。
- 保護的措置として, どのような社会奉仕活動をしているのか。
- 海岸清掃や使用済み切手の整理, 熊野古道の整備などの活動を行っている。
- 低年齢少年の非行の背景要因として, 保護者に問題があるケースが多いと思われるが, 調査官の調査呼出しや指導に従わない保護者に対しては, 強制的な措置がとれるような法的枠組みが必要ではないか。
- 調査官の調査では, まず, 保護者に裁判所に来てもらうことから始め, 小さな目標を立てながら, 保護者が納得して少しずつ改善できるよう, 粘り強く働きかけている。どうしても保護者の協力が得られない場合には, 祖父母や親戚の中から少年を支えてくれる人を探して付添人に選任したり, 弁護士を付添人に選任したりしている。
- 保護者の意識を変えさせることは, なかなか難しいことではあるが, 法的に強制することが少年の更生にとって必ずしもよいとは限らないので, まずは保護者に自身の問題を自覚させることが大切である。そのためには, 社会全体が共通認識を持って, 少しずつ社会全体の意識を変えていくことが必要だと考えている。
- ぐ犯少年を出さないための取組として, 学校と協力して, 保護者を対象に, 少年事件を扱っている立場から見た非行少年やその家族の特徴, 非行の背景要因, 対処法等についての説明会を行ってはどうか。
- 少年が事件を起こすのを事前に防ぐための取組が重要である。社会全体で少年

やその家族を支え、フォローできるような地域のネットワーク作りが大切だと思う。

- 少年に無関心な保護者に対しては、児童自立支援施設送致や少年院送致の保護処分をする際に、審判の席上で定期的に面会に行くよう約束させるとよいと思う。